

※本案を基に、落札者と協議の上、必要に応じて修正するものとします。

(留守家庭児童育成室医療的ケア看護師派遣業務)

労働者派遣契約書（案）

1 業 務 名	令和8年度・令和9年度吹田市立留守家庭児童育成室医療的ケア看護師派遣業務
2 場 所	別紙仕様書のとおり
3 履 行 期 間	契約締結日 から 令和10年3月31日 まで
4 派 遣 業 務 単 価	次のとおり。また、いずれも消費税及び地方消費税を含む。 (1) 基本単価 1時間につき ●●●円 (2) 超過単価 1時間につき ●●●円
5 契 約 の 保 証	第3条第1項第1号

吹田市（以下「派遣先」という。）と株式会社●●（以下「派遣元」という。）は、各々の対等な立場における合意として、派遣元が雇用する派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号、以下「労働者派遣法」という。）に基づき派遣先に派遣する上記派遣業務について次のとおり派遣契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、派遣先と派遣元記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 11月 ●●日

派遣先 吹 田 市
代表者 吹田市長 後藤 圭二

印

派遣元 ●●都道府県●●市町村●●
株式会社●●、●●株式会社
代表取締役 ●●

印

(目的及びこの契約の適用)

第1条 派遣元はこの契約書及び別紙の仕様書に基づき、派遣元の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を派遣先に派遣し、派遣先は労働者を指揮命令して、労働者派遣法及び同法施行令に定められた適用対象業務に従事させることを目的とする。

2 この契約書に定める事項は、この契約の履行期間中、特に定めのない限り、派遣先と派遣元において別途締結する個別派遣契約にも適用されるものとする。

(法令上の責任)

第2条 派遣元は、この派遣業務の履行に当たり、労働者派遣法、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 派遣元は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、派遣先が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、派遣業務単価に派遣見込時間数を乗じて得た額の100分の10以上としなければならない。ただし、派遣先が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 派遣元が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第12条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる派遣元の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、派遣先の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(派遣業務の調査等)

第5条 派遣先は、必要と認めるときは派遣元に対して派遣業務の実施状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 派遣先は、必要がある場合には派遣業務の内容を変更し、又は派遣業務を一時中止することができる。この場合において、派遣業務単価又は履行期間を変更する必要があるときは、派遣先と派遣元が協議して書面によりこれを定める。

(派遣業務の実施に関して生じた損害の負担)

第7条 派遣業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、派遣元が負担するものとする。ただし、その損害が派遣先の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(派遣業務料の請求及び支払)

第8条 派遣元は、派遣先に対し、月ごとに、頭書の派遣料金単価及び次の各号の規定に基づき算定した派遣料金の合計額を翌月10日までに請求するものとする。

(1) 派遣労働者が1日に8時間以内で勤務し、かつ同一週に40時間以内で勤務したときは、当該分について、

頭書の派遣料金単価の(1)基本単価に当該勤務時間数（1時間未満の端数があるときは、切り上げる。）を乗じた金額を派遣料金とする。

(2) 派遣労働者が1日に8時間を超えて勤務をしたとき、または、同一週に40時間を超えて勤務をしたときは、当該分について、頭書の派遣料金単価の(2)超過単価に当該勤務時間数（1時間未満の端数があるときは、切り上げる。）を乗じた金額を派遣料金とする。

(3) 公共交通機関の遅延により遅刻した時間があるときは、前2号の時間の算定にこれを含める。

2 派遣元が負担した派遣労働者の交通費等であって、仕様書に定めるものがあるときは、その実費分について、前項の派遣料金と合わせて請求するものとする。

3 派遣元は、前2項の請求を行うときは、次に掲げる書類を派遣先に提出しなければならない。

(1) 請求書

(2) 当該月に派遣した派遣労働者の氏名及び該当月分の派遣時間数等がわかる書類

(3) 当該月に派遣した派遣労働者の該当月分の出退勤状況がわかる書類

(4) 当該月に派遣した派遣労働者が公共交通機関の遅延により遅刻した場合は、当該公共交通機関が発行した遅延証明書

(5) 当該月に、交通費等の実費負担をした金額及び内訳等がわかる書類

4 派遣先は、前項の書類による支払請求が適法と認めたときは、請求日から30日以内に請求金額を支払うものとする。

（派遣先の解除権）

第9条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく派遣業務に着手しないとき。

(2) 派遣業務を実施する見込みがないと認められるとき。

(3) この契約に違反したとき。

第9条の2 派遣先は、この契約に関し、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 第10条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正取引委員会が、派遣元に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。

(4) 派遣元（派遣元が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(5) 派遣元が労働者派遣法等関係諸法令に違反して、労働者派遣事業の許可を取り消され、若しくは事業停止命令を受け、又はその有効期間の更新ができなかったとき。

第9条の3 派遣先は派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 役員等（派遣元が個人である場合にはその者を、派遣元が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第9条の4 派遣先は、履行期間の途中に、前3条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、派遣元が既に派遣業務を実施した部分があるときは、派遣先は、その部分に相応する派遣業務料を派遣元に支払うものとする。

（派遣元の解除権）

第10条 派遣元は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣先と協議のうえ契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定により委託業務内容を変更したため派遣業務料が3分の2以上減少したとき。

(2) 派遣先が契約に違反し、その違反によって派遣業務を実施することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第11条 派遣元がこの契約に関して第9条の2第3号又は第4号に該当したときは、派遣先が契約を解除するか否かを問わず、派遣元は、賠償金として、基本分単価に派遣見込時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する額を派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第9条の2第4号のうち、派遣元の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約又は個別派遣契約の終了後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、派遣先に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、派遣先がその超える分について派遣元に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、派遣元は、基本分単価に派遣見込時間数を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 派遣先が第9条、第9条の2又は第9条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は、派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣元の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、派遣先は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、派遣先に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合におい

て、派遣先がその超える分について派遣元に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第13条 派遣元がこの契約に基づく違約金等を派遣先の指定する期間内に支払わないときは、派遣先は派遣業務料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第14条 派遣元は、派遣業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。事由の如何を問わずこの契約又は個別契約終了後においても同様とする。

2 派遣元は派遣業務の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第15条 派遣元は、派遣業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(派遣業の許可)

第16条 派遣元は、派遣先に対して、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業の許可を受けていることを明示するとともに、許可番号を提示しなければならない。

2 派遣元は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、この履行期間中に、労働者派遣法第10条に定める有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(個別派遣契約)

第17条 派遣先と派遣元は、派遣元が派遣先に労働者派遣を行う都度、この契約に基づき個別派遣契約を締結する。個別派遣契約には、労働者派遣法の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、派遣期間、その他の必要な事項について規定するものとする。

2 派遣元は、個別派遣契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、派遣先に対し、当該派遣労働者の氏名、性別、その他労働者派遣法及び同法施行規則に定める事項を通知しなければならない。

(派遣労働者の特定を目的とする行為の制限)

第18条 派遣先は、この契約を締結するに際し、紹介予定派遣の場合を除き、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要請、若年者等への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしてはならない。また、派遣元は、これらの行為に協力してはならない。

2 前項の規定は、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として、適当であるかどうかを確認する等のため自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣期間中の派遣終了後の直接雇用を目的とした履歴書の送付を行うことについては、適用しない。

(派遣可能期間と抵触日の通知等)

第19条 派遣先と派遣元は、派遣就業の場所ごとの同一業務について、派遣可能期間（3年間、ただし、意見聴取手続を経て延長された場合は延長された期間を合わせた期間）を超えて、派遣労働者を受け入れ、又は派遣してはならない。

2 派遣先は、個別派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、派遣元に対し、派遣受入可能期間の制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面の交付等により通知するものとする。個別派遣契約の締結後に、派遣先において派遣受入期間を定め、又はこれを変更する場合も、その都度、派遣元に対して、同様の方法により抵触日の通知をするものとする。

3 派遣先と派遣元は、前項の通知がなかった場合には、個別派遣契約を締結してはならず、また、個別派遣契約締結後に派遣受入期間を定め、又はこれを変更する場合、相当な期間内に前項の通知がなされない場合は、

当該個別派遣契約は、当該相当な期間を経過した日に、当然に将来に向かって解除されるものとする。

（責任者の選任）

第20条 労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、派遣先は、派遣先の派遣先責任者（以下「派遣先責任者」という。）を、派遣元は、派遣元の派遣元責任者（以下「派遣元責任者」という。）をそれぞれ選任しなければならない。

2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、個別派遣契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

3 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

（指揮命令者）

第21条 派遣先は、派遣労働者に対して直接指揮命令を行う者（以下「指揮命令者」という。）を選任しなければならない。

2 指揮命令者は、派遣業務の処理について、派遣労働者を指揮命令し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、派遣業務の方法その他必要な事項を派遣労働者に周知・指導するものとする。

3 指揮命令者は、前項に規定するもののほか、派遣先の職場の秩序及び規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができるものとする。

（苦情処理）

第22条 派遣先と派遣元は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理方法、派遣先と派遣元の連絡体制等を定め、個別派遣契約書に記載しなければならない。

2 派遣先と派遣元は、派遣労働者から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

3 前項により苦情を処理した場合には、派遣先と派遣元はその結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

（適正な就業の確保）

第23条 派遣元は、派遣先が派遣労働者に対し、個別派遣契約に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、適正な就業規則を定め、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行い、派遣先の指揮命令等に従って職場の秩序・規律・営業秘密を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。

2 派遣先は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令並びにこの契約及び個別派遣契約に定める就業条件を守り派遣労働者を労働させるとともに、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持及び派遣先の職員が通常利用している施設の利用等便宜供与に努めるものとする。

3 派遣先は、派遣元が行う派遣労働者の知識、技術、技能等の教育訓練及び安全衛生教育並びに派遣労働者の自主的な能力開発について可能な限り協力するほか、派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先の労働者に対する教育訓練等については、派遣労働者もその対象とするよう必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならない。

4 派遣元は、派遣業務を円滑に遂行するうえで有用な物品（例えば安全衛生保護具など）の貸与や教育訓練の実施をはじめとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、必要に応じ、派遣先に雇用され、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者との均衡に配慮して、必要な就業上の措置を講ずるよう努めなければならない。また、派遣先は、派遣元の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実状を把握するために必要な情報を派遣元に提供する等の協力を努めなければならない。

5 派遣先の派遣労働者に対する派遣業務遂行上の指揮命令は、指揮命令者が行うものとし、指揮命令者の不在の場合の代行命令者についても、派遣労働者にあらかじめ明示しておくよう努めるものとする。

(安全衛生等)

第24条 派遣先と派遣元は、関係法令に規定を遵守し、派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努めるものとする。

2 派遣先は、派遣元から派遣労働者に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるよう努める等、派遣労働者の安全衛生教育に必要な協力や配慮を行うものとする。

3 派遣先は、労働安全衛生法に基づき、派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講ずるとともに、派遣労働者の安全衛生管理につき適切な管理を行うものとする。派遣元は、派遣先の行う安全衛生管理に協力し、派遣労働者に対する教育・指導等を怠らないように努めなければならない。

4 万一、派遣労働者について派遣中に労働災害が発生した場合については、派遣先は、派遣元に直ちに連絡して対応するとともに、労働者死傷病報告書の提出については、派遣先と派遣元のそれぞれが所轄労働基準監督署長に提出するものとする。なお、派遣先は、所轄労働基準監督署長に提出した報告書の写しを派遣元に送付しなければならない。

(業務上災害等)

第25条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、派遣元が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負わなければならない。通勤災害については、派遣元の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものとする。

2 派遣先は、派遣元の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。

(年次有給休暇)

第26条 派遣元は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として、派遣先へ事前に通知しなければならない。

2 派遣先は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の正常な運営に支障をきたすときは、派遣先は派遣元にその具体的な事情を明示して、派遣先と派遣元の協議のうえで、派遣元が当該派遣労働者に対し取得予定日を変更するよう依頼し、又は派遣元に必要な代替者の派遣を要求することができる。

(非常変災時の勤務)

第27条 気象警報その他の事由による臨時休業等により、終日授業が行われない日は、派遣労働者の就業を要しない。

(雇用、再派遣等の禁止)

第28条 派遣先は、個別派遣契約期間中は派遣元の派遣労働者を雇用してはならない。

2 派遣元は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を派遣先に再派遣してはならない。

3 派遣元は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(派遣労働者の採用)

第29条 派遣先は、労働者派遣法第40条の7の規定に基づき派遣労働者を採用する場合は、あらかじめ、派遣元にその旨を通知するものとする。

2 派遣先が、労働者派遣法第40条の7の規定に基づき派遣労働者を採用した場合においては、派遣先、派遣元及び派遣労働者の3者の合意の下、派遣元及び派遣労働者は退職手続をとらなければならない。

(派遣労働者等の個人情報の保護と適正な取扱い)

第30条 派遣元が派遣先に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条及び同法施行規則の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るもの

とする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでない。

2 派遣先と派遣元は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報、関係者の個人情報及び個人の秘密を正当な理由なく他に洩らし、又は開示する等してはならない。

（公益通報者の保護）

第31条 派遣先と派遣元は、派遣労働者が公益通報者保護法に基づき公益通報対象事実等を通報したことを理由として、派遣先において個別派遣契約の解除、派遣労働者の交替を求めること、その他不利益な取扱いをしてはならず、派遣元においては派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（補則）

第32条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、派遣先と派遣元が協議して定める。